

○千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱

令和8年4月1日8千保高介発第153号

千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）内に所在する介護事業所を運営する事業者に対し、ケアプランデータ連携システム（公益社団法人国民健康保険中央会が作成したものをいう。以下「システム」という。）の導入に要する経費の一部又は全部を予算の範囲内で補助することにより、介護事業所のシステムの導入を促進し、もって介護分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進及び介護現場における業務負担の軽減に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた事業者であって、区内に所在するシステムのデータ連携対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）を運営するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 第5条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）以後、事業の継続意思がなく、当該対象事業所の休止、廃止等の予定がある者
- (2) 介護保険法等に基づく指定の取消し又は効力の停止を受けている者
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法に基づく命令に違反する事実がある者

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費であって、申請日の属する年度に係る経費のみを対象とし、千代田区長（以下「区長」という。）が定める実績報告の日までに契約、導入及び支払が全て完了したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する経費は補助対象経費とししない。

- (1) 同一の経費を対象として、国、他の自治体又は区が実施するその他の補助を受けているもの
- (2) 振込手数料
- (3) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいもの
- (4) 消費税及び地方消費税相当額

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の実支出額の合計額又は10万円のいずれか低い額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項の規定による交付申請は、対象事業所ごとに行うものとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
（申請内容の変更）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更する場合において、交付決定を受けた補助金の額に変更があるときは、速やかに千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更申請書（第3号様式）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否について決定し、千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定変更承認・不承認通知書（第4号様式）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。
（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績報告書（第5号様式）に、補助対象経費が支払済であることを証する書類の写しその他区長が必要と認める書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定者は、前条の規定による額の確定通知を受けたときは、千代田区ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付請求書（第7号様式）により、区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けた場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に違反したとき。
- （3） 第2条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（補助金の返還）

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（調査及び関係書類の保管等）

第13条 区長は、申請者又は交付決定者に対し、必要に応じ調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、千代田区補助金等交付規則(昭和48年千代田区規則第15号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象経費の区分	特記事項(交付の条件等)
システム活用に係る介護ソフトウェア購入費及び使用料	・申請を行う年度において、システムを活用するための介護ソフトウェアを利用し、かつ、当該システムの継続的な活用を予定していること。 ・当該システムを活用するために必要な介護ソフトウェアの新規導入又は変更を行うものであること。 ・ソフトウェア使用料が月額、年額等による支払である場合は、申請を行う年度に属する期間分の使用料のみを対象とする。
システム活用に係るパソコン等のハードウェア購入費、設置費等	・申請を行う年度において、システムを活用するために、パソコン等のハードウェアを新たに購入し、又は設置するものであること。
システムのライセンス料	・申請を行う年度において、システムを活用し、かつ、当該システムの継続的な活用を予定していること。 ・ライセンス料が月額、年額等による支払である場合は、申請を行う年度に属する期間分のライセンス料のみを対象とする。

様式(略)